

V 知多市立保育園等食物アレルギー児対応指針 H24.4 作成

H28.10 改訂

H29.4 改訂

H30.4 改訂

R3.4 改訂

R4.4 改訂

知多市福祉子ども部幼児保育課

1 除去対象園児について

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、除去食の指示が出ていること。
- (2) 少なくとも1年に1回は受診し、除去する食品に変化がないか確認していること。
- (3) 医師の指示に基づき、家庭で除去食を行っていること。
- (4) 保護者の方の考えや宗教上の理由での除去は行わない。

2 除去食の内容

- (1) 基本は共通献立からアレルゲンとなる食品を除いた食事となる。
- (2) 集団給食であるため、代替食品の提供は限られたものになる。また、集団の中で対応するので必ずしも個々の状況に対応した食事内容ではない。
- (3) 主食とおやつは替わりのものを提供する。
(例：**主食**パン、麺→ご飯、**おやつ**プリン→ゼリー等)
- (4) 摂取量に上限がある方（牛乳〇ml までなど）については、量による配慮が困難な為、除去の対応とする。
- (5) 除去の内容によっては弁当を持参していただくこともある（調味料や調理機材から別のものを使用しなければならないほど重いアレルギーの場合や除去食品数が多く十分な栄養量が確保出来ない場合、園で除去食対応児が多く調理室での対応が困難な場合など）。
- (6) 成長期であるため、除去したことにより不足しがちな栄養素は家庭の食事で補ってもらう。
- (7) 家庭で食べたことのない食品については、園では提供しない。除去食チェック用献立表を確認していただき、食べたことのない食品は少なくとも2回以上保育園で提供する量程度、もしくはそれ以上の量を食べて何ら症状が誘発されないことを確認してもらう。確認がとれてから給食で提供する。
具体的なアレルギー対応については、**様式4**「アレルギー対応一覧」に記載

3 除去食を行う手順

① 食物アレルギー対応を希望する保護者への情報提供

毎年 11 月の保育園一斉受付時の保育士との面談の際、入所申込児童調査票の 2（1）「アレルギー体質」欄の食物アレルギーにチェックが入った児について、おたより 0食物アレルギーにおける園での対応について（一斉受付用）を渡し、入所に向けて準備をしてもらう。随時入所の場合は、書類交付時におたより 0-2食物アレルギーにおける園での対応について（随時入所用）を交付書類一式の中に入れておく。

② 保護者からアレルギー除去食希望の申し出

入園受付及び入園説明会の機会におたより 1アレルギー疾患に関する事前調査を配布。生活管理指導表により管理が必要な園児に同表を配布し、初回面談時までには医師に記入していただくよう依頼する。

③ アレルギー面談（初回）

（参加者：保護者、園長又は主任、担任、用務員又は委託業者責任者、栄養士）

アレルギーの症状や除去食の内容を確認し、園で対応できるよう準備するため除去食開始前に園で面接を行う。面接により、実際の給食対応を決める。面談時もしくは事前に保護者に様式 3食物アレルギー児調査票を記載してもらい、その記載内容と生活管理指導表を基に除去食品の確認、代替食品の決定、弁当持参、誤食などにより症状が出た時の対応方法等を確認する。

④ アレルギー面談（毎月）※薬・エピペンを預かる方、複数アレルギーがある方

（参加者：保護者、園長又は主任、担任、用務員又は委託業者責任者）

給食に使用する食材について、毎月お渡しする「除去食チェック用献立表」を確認し、アレルギーの使用の有無をチェックしていただいた上で面談を実施する。面談時間は、平日の 17 時までとする。毎月の面談を必要としない方については、除去食チェック用献立表を確認及びサインをしてもらい、園に提出してもらう。

⑤ 経過内容の記録

面談内容及び誤食発生時の対応について、様式 18経過記録表に随時記載し、記録を残す。

経過記録表に記載する内容

- ・アレルギー症状の詳細
 - ・誤食が起きた場合の対応
 - ・毎月の経過（特に変更がない場合にも、その月の対応内容を記載—前月同様など）
 - ・次月献立の確認内容（いつ献立表を渡し、いつ保護者とやりとりをしたのか、など）
 - ・その他聞き取りした内容
- 記載者は、記載した記録について園長に確認し、押印してもらう。
- ・様式は、年度毎に作成する。

⑥ 経過報告

食物アレルギー及び除去食について園と家庭との間で定期的に経過報告を行う。年に1回は医療機関を受診し、進級時には生活管理指導表を提出してもらう（除去の内容に変化があってもなくても）。

1月初旬を目安に「おたより 5」生活管理指導表の提出についてと「様式 2」生活管理指導表をお渡しする。生活管理指導表の提出があったら、必要に応じ「様式 13」エピペン保管依頼書_兼_緊急時与薬承諾書、「様式 14」誤食時内服薬与薬依頼書_兼_承諾書を渡して記入してもらう。

⑦ 除去食の解除について

医師の診断により除去が解除された場合、「様式 8」除去解除申請書を園に提出をしてもらう。この場合、生活管理指導表や診断書等の提出の必要はない。提出後、翌月から除去を解除する。

書類の取り扱いについて

個人ファイルに入れて保管する

4 生活管理指導表に基づくアレルギー対応についての、園内職員の共通理解（献立内容による除去についての確認）について

- 例・保護者と面接後の全職員への伝達
- ・食物アレルギー児一人一人についての、翌日の除去内容の確認
- ・代替保育士等への伝達
- ・食物アレルギー児の当日の出欠状況の伝達 等

上記の内容について、朝礼・夕礼等の時間を使って情報共有する。用務員・委託業者従業員も同席して確認するのが望ましい。

5 持参した弁当の取扱いについて

食物アレルギー児でアレルゲンの除去を行なった結果、一品給食が減ってしまう場合などに、家庭から代わりのもので持参して頂くようお願いする場合がある。

持参された食事（弁当）は調理室内で保管し、弁当箱のまま提供する（園のお皿にうつしかえることはしない）

（あたためをしない理由）

調理済みの食品を再加熱する場合、中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90℃で90秒間以上）またはそれと同等とされる85℃3秒以上の中心温度を確保しなければ、食中毒菌等の殺菌効果は弱い。再加熱は調理工程となるため、中心温度記録、時間の記録をとることが望ましいとされている。電子レンジによる再加熱で中心温度を85℃まで上げることは不可能であるため、弁当の再加熱はしない。

6 除去食対応児へのおかわりの提供について

除去食対応児におかわりを提供する際の誤配食・誤食を防ぐために、通常児と違う料理を提供しているとき（例：通常児は冷やし中華、除去食対応児がハム・卵抜きでささみのせの冷やし中華、など）は、おかわりを提供せず、盛り切りで提供することとする。ただし、除去の必要がない（除去食対応がなく、通常児と同じものが食べられるとき）場合には、通常児と同様におかわりを提供してもよいこととする。調理室と保育士の受渡しの際におかわりの有無について確認をすること。

7 市販菓子の提供について

詳細については、[おたより 4](#) 食物アレルギー児に対する菓子の提供について（お願い）も参照。

【幼児】午後のおやつ（延長保育のおやつを除く）については、お子様が食べられる菓子について、保護者の方に「原材料一覧」をお渡しし、提供可と確認がとれたものを提供。[様式 5](#) アレルギー児（幼児）のおやつ提供承諾書及び[様式 5-1](#) おやつ原材料一覧表（公立保育園用）を渡し、確認してもらう。

【未満児】様式 4 に添付している菓子を提供。ただし、除去対象のアレルゲンが保育園給食・おやつでは提供しない食材（[様式 6](#) 保育園の給食について（食品・食材確認書）に記載のない食材、例えばくるみやアーモンドなどのナッツ類、キウイフルーツ）のみの場合は、幼児と同様に[様式 5-1](#) おやつ原材料一覧表（公立保育園用）をお渡しし提供する菓子の内容についてあらかじめ確認してもらう。